

平成二十九年 博士(文学) 学位請求論文 要旨

古代貴族社会の結集原理

野口 剛

本論文は、日本列島中央部に成立してくる古代国家が、いかなる社会的基盤の上に構成されていたのかという問題関心とその淵源を有している。そして、それを特に史料的に検証可能な貴族層の問題に限定して、その人的結合のあり方という見地、さらに、それらの結合の核となっている宗教的な感性という見地の、二つの方向からこれを明らかにしようとしたものである。

本論文の構成は以下のとおりである。

序章 問題の所在

第Ⅰ部 古代貴族の結集

第一章 結集の原理

- 一 権力を集中させる社会
- 二 固関が意味するもの
- 三 政変にみる人間の紐帯
- 四 古代貴族を結びつける原理

第二章 ウヂとカバネが提起する世界

- 一 問題群としてのウヂとカバネ
- 二 基本的概念の確立
- 三 双系の社会という見地からするウヂ把握
- 四 氏族系譜の見地からするウヂの把握
- 五 系譜の形態的变化が示すもの
- 六 求心点としての王権

第Ⅱ部 神事の実像

第三章 御贖物という呪具

- 一 贖いの両義性
- 二 延喜神祇式にみえる御贖物

三 御贖物の多様性

四 御贖物が意味するもの

第四章 節折の起源

一 節折という儀式

二 式と儀式にみる二季御贖物の儀

三 節折の起源とその展開

第五章 神祇官に仕える女性たち 御巫の祭祀

一 古代祭祀における女性の関与

二 御巫という官職

三 御巫の奉仕する祭

四 御巫の起源

五 神祇官御巫制度の変遷過程

第六章 東国の海浜に現れた神々 二座の薬師菩薩名神

一 海浜の怪異

二 官社に預かる神々

三 薬師菩薩名神という名号

四 鎮座の意味すること

結章 本書の成り立ちと今後の展望

これらを研究する過程において得られた成果は、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』上巻（平成十二年五月、集英社）、とりわけ巻九・巻十の神名の部のうちの東海道・東山道・西海道の式内社の頭注・補注を自ら執筆するにあたって活用されている。また、虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』下巻の巻三十六主殿寮の頭注・補注の全部、および巻四十三東宮坊の部の第五条から第九条の頭注・補注の執筆にあたって、本研究の基礎の上に研究を継続しており、現在、それらについては入稿中である。

本論文は、こうした性格をもつものであり、その章節ごとの内訳はおおよそ以下に示すごときものである。

序章 問題の所在

ここでは、古事記の天屋戸の段に見られる神々の合議から、日本の古代国家における種の統治イメージを俎上に載せる。そして、これが現実の政治過程においても確認される現象であることから、こうしたことが可能となる理由としてその社会構造のあり方を問題としていく。そのために、まず、社会の上層に位置する貴族社会での人間のつながり方を問題とし、さらにその結集核としての神事の問題に及ぶことを述べている。

第一部 古代貴族の結集

第一章 結集の原理

ここでは、日本の古代貴族社会の人々は、いかなる人間のつながり方を規範と考え、集団を作っていったのかを固関や政変を事例としておいてそれを論じている。

一 権力を集中させる社会

日本列島の古代社会は権力を集中させる方向で進み、やがて律令国家と称される体制を上げていったが、その頂点に位置する天皇は、どのような社会的基盤の上に、存立し、そして存続するようになっていったのかを問題として提起する。

二 固関が意味するもの

律令国家においては、非常の際などに三関が閉鎖されるなどの措置が取られるが、日本列島中央部では、三関以外にも各所に関が設置されており、それらも非常の際には閉ざされるといふ現象がみられる。ここから、関を閉ざす理由と、なぜそうした措置が必要であったのかを考察する。

三 政変にみる人間の紐帯

政変などの非常事態は、律令などの法制上の規定からだけでは把握できない、実際の人間同士のつながり方を露出させる可能性がある。そこで、ここでは七・八世紀の政変における参加者の関係を見ることをとおして、貴族社会に存在している人間のつながり方の規範意識をとらえようとした。

四 古代貴族を結びつける原理

律令にもとづく政治運営がなされる段階においても、日本列島中央部の貴族層の中には依然として人間同士が個別的に強く結びつく傾向が見られ、そうしたものが社会的に重層化したものが古代国家の存在を支えているのではないかという考え方を提示した。そして、そういった見方をとることにより、古代社会の諸現象のみでなく、より日本列島全体の歴史の理解がやりやすくなることを論じた。

第二章 ウヂとカバネが提起する世界

ここでは、日本列島中央部における古代社会の最も特徴的な組織である、ウヂとカバネの問題を取り上げ、ここからどういった貴族社会の特徴が見いだせるのかを論じている。

一 問題群としてのウヂとカバネ

江戸時代以来のウヂとカバネについての理解の仕方を振り返りつつ、それらがどういった形で進展を遂げ、また、いまだに未解明の部分を残しているかを確認している。

二 基本的概念の確立

今日のウヂとカバネに関する理解方法の原型ともいえるものが、津田左右吉氏の学説である。ここでは、その学説に見られる特徴を確認し、その問題点の所在を確認している。

三 双系的社会という見地からするウヂ把握

ウヂのあり方について文化人類学的手法を援用しつつ、新しい角度から分析した吉田孝氏の学説を取り上げた。そして、それらがウヂとイエとの関係を実証的に説明するなど、積極的に評価するべきものであるとともに、ウヂの継承をマナという魂の継承として理解するなど、なお検討すべき部分をもっていることを論じた。

四 氏族系譜の見地からするウヂの把握

従来、史料としての信頼性から、あまり積極的に利用されてこなかった日本古代の氏族系譜に光りをあて、それを統計的な手法を用いてウヂのあり方を論じたのが、溝口睦子氏の研究である。ここでは、その積極的意義とともに、その問題点についても説明している。

五 系譜の形態的变化が示すもの

吉田氏のウヂを親族組織的なものとして理解する方法と、溝口氏の氏族系譜という觀念の問題からウヂをとらえようとする立場を止揚し、ウヂの形態変化を明らかにしようとしたのが、義江明子氏の学説である。ここでは、それがもつ特徴と問題について論じている。

六 求心点としての王権

ここでは七世紀後半から十世紀後半までの時期における、ウヂとカバネの変化について論じている。その中で、ウヂがしだいに明確な形態へと変化する中で、同時に政治的な意義を失っていき、中世的なイエへと連続していくという見通しを立てた。そして、ここでなお残された問題が、ウヂとカバネがもつ王権への著しい求心性にあることを論じた。

第Ⅱ部 神事の実像

第三章 御贖物という呪具

延喜式の各所に記されている御贖物について分析を加えたもので、本文校訂上の問題を指摘するとともに、王権にとっての清浄性の問題について論じたものである。

一 贖いの両義性

古代日本語における贖うという言葉が持つ意味の範囲について論じ、ここではその中で特に清浄化の面についていくべきことを論じている。

二 延喜神祇式にみえる御贖物

延喜式の神祇関連条文において記されている御贖物を取り上げ、それらが使われる行事を時系列的に整理していった。

三 御贖物の多様性

延喜式に見られる祭料としての御贖物が行事ごとに違うことに着目し、その用途について考察を加えた。また、特に六月と十二月の晦日に行なわれる御贖物の行事について、延喜四時祭式上の記述には錯誤が見られ、本文校訂上に注意すべき問題があることを指摘した。

四 御贖物が意味するもの

御贖物をもちいる行事がどのような経過をたどって延喜式にみられる形になったのかについて、おおよその見通しを示すとともに、

今後に残された課題について言及した。

第四章 節折の起源

六月・十二月の晦日の御贖物の儀の中で、とくに節折とよばれる竹を折る所作に注目し、それがどういった歴史的経緯の中で形成されていったのかを論じた。

一 節折という儀式

六月と十二月の晦日の大祓に先立っておこなわれる御贖物の儀は節折とよばれるが、そこに縫殿寮が関与する所作と神祇官が関与する所作があることに注目し、それらが十世紀中葉においてはどういった構造をもつものであったのかを論じた。

二 式と儀式にみる二季御贖物の儀

節折の儀が十世紀前半以前にどういった形態をとるものであったのかを、貞観年間の成立と考えられる儀式を中心に分析し、その構造が弘仁式段階においても確認されることを論じた。

三 節折の起源とその展開

節折にみられる構造的な特徴は、毎月晦日の儀式においても類似性を認めることができ、また、神祇令においてもある程度の連続性がある。こうしたことからするならば、こうした行事における竹の利用はかなり遡って想定することができる。そして、その際の竹を用いる意味についても言及した。

第五章 神祇官に仕える女性たち 御巫の祭祀

神祇官西院に位置する八神殿に奉仕する女性神職の問題を扱ったもので、それがどういった起源をもち、また、いかなる意味を有していたのかを論じたものである。

一 古代祭祀における女性の関与

女性が神職として神事に参加する形態の中で、特に神祇官に常駐する御巫に注目したもので、その問題性について論じている。

二 御巫という官職

神祇令および官員令別記に記された御巫について、その法的な規定を中心に整理を行なった。そして、いかなる経緯から神祇官の職

掌の一部として確立していったのかを推定した。

三 御巫の奉仕する祭

ここでは御巫の具体的な神事の中でどのような仕事をこなしているかを検討している。そして、その多様な仕事の中で穢れを祓いきよめるところに最も中心的な機能があることを確認した。

四 御巫の起源

大同二年に成立した古語拾遺においても御巫が重要な意味をもっており、また、神祇官の御巫の中にも役割分担が決まっていることから、御巫がいかなる階層から選出され、機能していたのかを論じている。

五 神祇官御巫制度の変遷過程

神祇官における御巫の制度がどういった経緯の中で整備され、平安初期にいたったのかを時系列的に整理して論述した。

第六章 東国の海浜に現れた神々 二座の薬師菩薩名神

九世紀中葉の常陸国において、二つの神社が成立してくることを扱ったものであるが、ここには流動化する東国の政治状況と、平安京の朝廷を舞台とした貴族社会の複雑な動きが相互に関係し、その中でそれが式内社の成立という形をとっていることを論じている。

一 海浜の怪異

日本文徳天皇実録に記された常陸国鹿島郡の大洗磯前薬師菩薩名神社と同国那賀郡の酒烈磯前薬師菩薩名神社の記事を中心に、それと同時期の常陸国において木連理が発見されたとの報告、美作国からの白鹿の献上といった現象との関連、また、平安京における藤原良房の太政大臣就任などとの関係を論じている。

二 官社に預かる神々

大洗磯前薬師菩薩名神社と酒烈磯前薬師菩薩名神社とが官社に預かることを中心に、能登国の大穴持神と宿那彦神とが官社に預かった事例との比較、また、主として九世紀の常陸国における神格序列の変化をとおして、地域社会において官社に指定されることの意味を考えている。

三 薬師菩薩名神という名号

大洗磯前と酒烈磯前の二座の神々に、薬師菩薩名神という神号が付与されることの意味を、名神という神格が与えられるという面と、

薬師菩薩という仏教的要素をもった名称が与えられるという二つの面から扱ったものである。ここに九世紀中葉の東国における文化および政治的状况の一端が読み取れることを論じた。

四 鎮座の意味すること

九世紀において官社が増加するとともに、盛んに神階の昇叙がなされるという現象をどのような地域社会の状況との関係で把握すべきなのかを論じている。そして、こうした動きを平安期の国家の基礎的部分が形成されているという見地から評価すべきことを提唱している。

結章 本書の成り立ちと今後の展望

本論文を作成するにあたって、その基礎となった個別的論考の書誌的情報を記すとともに、今後、この種の研究がめざすべき問題と日本の古代史研究が果たすべき社会的な課題について言及している。